

通知預金

ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
期間	・7日以上
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。ただし、払い戻しされる日の2日前までに解約のご連絡が必要です。 ※預入金額の全額解約となり、一部払い戻しはできません。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。 ・満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1,000円、1年を365日とする日割り計算を行います。
税金	・個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。 ・法人のお客さま：総合課税
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合、マル優のお取り扱いができます。
中途解約の取扱い	・据置期間満了前のご解約については、解約日現在の普通預金利率によって利息計算を行います。
金利情報の入手方法	・店頭金利表示ボードまたは窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。